

NO.	大項目	中項目	質問	回答
1	申請	利用	第一種貨物利用運送事業について、貨物軽自動車運送事業者を実運送事業者として利用する場合、第一種貨物利用運送事業の登録は必要ですか。	不要です。
2	申請	利用	第一種貨物利用運送事業は何部提出すればよいですか。	提出用2部+お控えの計3部をご提出ください。
3	申請	利用	第一種貨物利用運送事業の登録申請を行いたいのですが、申請書はどこに提出すればよいですか。	営業所の所在地を管轄する各府県の運輸支局等の輸送(貨物)担当部門になります。
4	申請	利用	「主たる事務所」とは本社のことですか。	「主たる事務所」は、利用運送事業を統括する事務所となります。
5	申請	利用	運送契約の期間は、登録前からの期間を契約期間として定めることはできますか。	登録前の期間を契約期間として設定していただいても問題ありませんが、登録前に第一種貨物利用運送事業を行うことはできません。
6	申請	利用	最近の事業年度における貸借対照表で300万円以上の純資産が計上されていない場合は何で確認しますか。	最近の事業年度における貸借対照表を添付し、その中で純資産が300万円に満たない場合は増資していただく必要があります。貸借対照表の純資産額と不足分以上の増資額との合計額をもって基準資産額とします。また、添付書類は増資後の登記簿謄本となります。
7	申請	利用	法人設立後間もない事業者の場合、直近の事業年度の貸借対照表が添付できませんが、代わりに何か必要ですか。	開始貸借対照表を作成し添付して下さい。
8	申請	利用	第一種貨物利用運送事業の登録を受けている者が、一般貨物自動車運送事業の許可後、第一種貨物利用運送事業の登録を残すことは可能ですか。	第一種貨物利用運送事業の専門業者を利用している場合のみ可能です。
9	申請	利用	第一種貨物利用運送事業について、大阪市と神戸市に営業所の新設を予定していますが、どこの支局に提出すればよいですか。	新設した営業所の府県を管轄するいずれかの運輸支局等輸送(貨物)担当部門に提出してください。
10	申請	利用	自動車の第一種貨物利用運送事業を営んでいる法人の名前を変更しましたが、どこに届け出をすればよいですか。	管轄の運輸支局等輸送(貨物)担当部門になります。
11	申請	利用	第一種貨物利用運送事業を個人で営んでいますが、違う個人に事業をそのまま承継したいと考えています。どのような手続きが必要になりますか。 なお、営業所等の場所は全く変わりません。	承継の届出が必要になります。